

第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申に関する検討資料

～10年後の東京を見据えた新しい日常における
バリアフリーの推進について～

東京都福祉保健局

ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人暮らしやすく、訪れやすいまち東京の実現を目指して、東京2020大会を契機としたこれまでのバリアフリー化の取組の成果を検証し、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を踏まえて、10年後を見据えた新しい日常におけるバリアフリーを推進するための施策の方向性を検討する。

構成案

1 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

- (1) 都における福祉のまちづくりの経緯
- (2) 国等の動向
- (3) 都におけるバリアフリー化の進捗状況

今回、項目を審議 (P4~P8)

2 課題整理と今後の取組の方向性

- (1) 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開
- (2) 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- (3) 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード整備と連動したソフト対策の充実
- (4) 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進
- (5) その他、バリアフリーの推進に関する検討事項 など

今回、骨子を審議 (P9~P14)

今後のスケジュール等

開催日程	開催回	議題等
令和3年2月5日 (書面開催)	第1回推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・会長の互選、副会長の指名及び部会の設置・第13期の審議事項等・その他
令和3年6月25日	第1回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・公共トイレの整備の新たな方向性について・その他
令和4年3月23日	第2回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・意見具申に関する検討・報告事項
令和4年7月13日	第3回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・意見具申 骨子案の検討・報告事項
令和4年9月～10月	第4回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・意見具申案の検討・報告事項
令和4年11月～12月	第5回専門部会	<ul style="list-style-type: none">・意見具申案の検討・報告事項
令和5年1月	第2回推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・意見具申提出

(注) 日程及び議題は変更の可能性があります。

意見具申検討に関するこれまでの動き（国土交通省関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正（令和2年法改正）

- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進
 - 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）
- バリアフリー基準適合義務の対象拡大
 - 特別特定建築物に公立小中学校等を追加

高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準の改正（令和2年改正）

【主な改正内容】

- 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - 出入口の段差、有効幅員・通路を規定
 - 可動式椅子席を設ける（飲食店）
 - 適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫の充実
- 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - 車椅子使用者用便房の大きさの見直し
 - 多機能便房の機能分散や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 - 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し
- 優良事例の追加

意見具申検討に関するこれまでの動き（国土交通省・文部科学省関係）

学校施設におけるバリアフリー化に関すること

【学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言（令和2年9月）】

- 障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるインクルーシブな教育環境の実現
- 学校設置者等は、学校施設のバリアフリー化について整備目標を設定し、整備計画を策定

【学校バリアフリー推進指針改定（令和2年12月）】

1 学校施設のバリアフリー化等の視点

- バリアフリー法改正を踏まえ既存施設も含めたバリアフリー化の推進
- 良好な避難生活など求められる防災機能を発揮できる学校施設としての計画の重要性

2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

- バリアフリー化の整備計画の策定に際しては、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を的確に把握した上で重点的・優先的に対応すべき施設を明確にし整備目標を設定
- ※学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記

3 計画・設計上の留意点

- 移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子利用者用トイレ、出入口の整備 など

心のバリアフリーに関すること

【バリアフリー法〈国土交通省〉（※再掲）】

- 心のバリアフリーの推進について、「**学校教育との連携**」に関する事項（※教育啓発特定事業）」を追加

【新学習指導要領（平成29年3月告示）〈文部科学省〉】

- 新学習指導要領（小学校：2020年度～、中学校：2021年度～）では、**心のバリアフリーやICTなどバリアフリー情報収集に親和性のある内容を記載**

意見具申検討に関するこれまでの動き（東京都）

東京2020大会を契機としたバリアフリー化の主な進捗状況

【交通機関】

- 都内鉄道駅でのエレベーター等による1ルート確保
- 視覚障害者誘導用ブロック・車椅子利用者対応トイレ等の設置がほぼ全駅で完了
- 複数の出入口や乗換経路におけるルート確保やホームドアの整備を促進
- 都内の路線バス車両のノンステップ化がほぼ完了
- ユニバーサルデザインタクシー車両が普及

【道路・公園】

- 競技会場や観光施設周辺の道路を中心に、取組を推進
- 競技会場、練習会場等となる都立公園や海上公園を中心に、取組を推進

【建築物・面的整備等】

- 都や区市町村の施設や公共住宅等において、改修や新設の際にバリアフリー化が進展
- 宿泊施設の車椅子利用者用客室や共用部のバリアフリー化を促進、一般客室の整備基準を条例化し、あわせて約3,200室を確保
- 区市町村が作成したバリアフリー基本構想に基づく面的整備や、障害当事者等の参画によるバリアフリー化改修等が進展

意見具申検討に関するこれまでの動き（東京都）

【当事者参画の取組】

- ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進するため、「東京2020パラリピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置
- 都立の恒久施設については、全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、「アクセシビリティワークショップ」を設置し、障害者や学識経験者等の意見を踏まえ、施設整備を実施
- 高齢者や障害者を含めた地域住民による調査を踏まえた施設・設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援（ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業／平成29年度から令和3年度まで）
- 障害者団体等と意見交換を行いながら、道路のバリアフリー化整備を実施（浮間舟渡駅駅前広場等）

【ソフト面】

- 社会や環境にあるバリアをなくすために必要な行動を続ける、「心のバリアフリー」の社会的気運を醸成
 - ・ シティキャスト（都市ボランティア）に対する研修
 - ・ 従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組む心のバリアフリーサポート企業・好事例企業等を公表
 - ・ 小学4年生から中学生までを対象に、ポスターコンクールを実施
- 誰もが必要な情報を容易に入手できるよう「情報バリアフリー」を充実
 - ・ 都内公共施設等の車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報をオープンデータとして公表
 - ・ 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」や「TOKYO障スポ・ナビ」を運営
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムの普及や多言語対応等を促進

意見具申検討に関するこれまでの動き（東京都）

東京2020大会後の都の主な取組

○ 「未来の東京」戦略 version up 2022（令和4年3月）

- ・ 今後、社会に色濃く残る、**物理的、制度的、心理的な数々のバリアを取り除き**、「誰もが円滑にまちを歩ける」、「誰とでもスムーズなコミュニケーション」、「違いを受け入れ認め合い共に生きる」が実現した、「段差のない社会」を創出するため、**ハード・ソフトのバリアフリーの取組を都内全域へ広げていく**

○ 「パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」の改編（令和3年12月）

- ・ 東京2020パラリンピック競技大会を契機に関心が高まった「パラスポーツ」「バリアフリー」にさらに光を当て、社会に根付かせていこう、「パラスポーツの振興とバリアフリー推進に向けた懇談会」という名称でリスタート

○ 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（令和3年10月改正、令和4年4月施行）

- ・ 建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでの「誰でも利用できる旨(だれでもトイレ)を表示」を改め、今後は「車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示」とする。

○ 「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」の公表

（令和4年3月）

- ・ 多様なニーズを持つ高齢者、障害者、子供を含めた全ての人がストレスなく利用できるトイレ環境を実現するため、各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者に向けて作成
- ・ トイレ利用の困りごとを解消する事例を紹介し、様々な施設での自発的な取組を促す

○ 『都民の生活実態と意識（福祉のまちづくり等）』の結果（速報）（令和4年4月公表）

- ・ 令和3年度東京都社会福祉保健基礎調査（令和3年10月調査実施）
- ・ 心のバリアフリーの認知度は約5割

「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進」 意見具申 骨子（案）

～ 総論 ～

基本的な考え方

- ◆ 東京2020大会を契機に、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできる、「ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくり」が、都市のレガシーとして社会に浸透し、あらゆる整備に内在化したことが、10年後に語れるように、都民、事業者、行政等が一体となって取り組む

⇒ 「ハードとソフト、どちらかのみでは不十分・不完全」ということを共通認識化する

⇒ 今年度実施の介助用ベッド促進事業では、「情報発信及び適正利用」を補助要件化しているが、様々な施策・取組において、ハード・ソフト一体的となるよう、できる工夫を行う

東京2020大会を契機として進展した
当事者参画の更なる展開



よりよいハード整備のために、当事者参画
の取組を進める

共生社会実現に向けた
心のバリアフリーの理解促進



都民が社会や環境のバリアに気づき、その
バリアをなくすソフト面の取組（心のバリ
アフリー）を進める

誰でも利用目的どおりに使えるための
ハード整備と連動したソフト対策の充実



整備されたハードを目的どおりに利用でき
るようにソフト対策（情報バリアフリー・
人的サポート）を進める

生活に身近な建築物等における
バリアフリー化の推進



既存施設等のハード面におけるバリアフ
リー化をさらに進める

現状と課題

- 都立の競技会場等で、東京版ガイドラインを踏まえ、障害者や学識経験者から意見を聴きながら施設・環境整備を進めた
- 区市町村の一部で、「ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業」等により、住民点検及びバリアフリー改修を進めた
- バリアフリー基本構想作成に際し、住民、施設を利用する高齢者、障害者等の意見を反映する措置を講ずることが必要
- **利用者の視点に立った整備を進めるため、当事者参画の更なる促進**が求められている

解決のポイント

「当事者参画の目的や効果、手法がわからない」、「コストや工期の上乗せの影響を見通せない」
「全ての意見を反映することは現実的に難しい」などと事業主等が考えるケースが多いことが推測される

今後の方向性

- ◆ 当事者参画によるバリアフリー整備を可能な限り進められるよう、区市町村等に働きかけ
- ① 目的・効果・手法などのポイントをまとめ、意見反映等の状況にかかる事例を集約して情報共有を図る

<当事者参画によるバリアフリー整備事例のイメージ>

- 【目的】 利用者の多様なニーズを設計や整備に反映する。
※ 全ての意見を反映するのは困難であるが、「実現可能なことを精査するプロセス」を設けることが重要（バリアフリーはチャレンジ）
- 【効果】 ① 既存施設の改修等で、法令に沿った整備が困難な場合、ニーズに基づき優先的な整備内容が検討しやすくなる
② マニュアルやガイドラインではパターン化し切れない、「環境要因に沿った使いやすさ」を実現できる 例：手すりや誘導用ブロックの敷設位置
- 【手法】 次のいずれかを実施
- ① 現地確認＋ワークショップ
 - ② ワークショップ ※注 整備の概要のみならず、図面等を用いて具体的な整備内容を説明
 - ③ その他意見聴取（団体へのアンケートやヒアリング、パブリックコメント等）
- 【対象者の選定】 ① 区市町村が地域の高齢者や障害者を登録した、「まち歩きサポーター」を活用
② 福まち推進協委員へ相談

- ② 継続的にノウハウ等の蓄積を図り、好事例の他地域への波及を図る
- ③ 利用者の視点での「事後検証」も含めた、スパイラルアップの仕組みづくりを求めていく
⇒ 設備が利用者の視点で「使いやすいかどうか」の事後検証を行い、主に「人的サポートによる補完」や「維持管理面での工夫」に繋げる

2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

現状と課題

- 心のBFハンドブック周知、サポート企業連携事業、ポスターコンクール、UD学習に係る区市町村支援等の施策を進めている
- 「UD2020行動計画」で、共生社会の実現に向けた二つの柱の一つとして、心のバリアフリーを進めることを明記
- バリアフリー基本構想作成に際し、「**教育啓発特定事業**」を位置付けることが必要となった
- 都民の「心のバリアフリーの認知度」は、現在約5割だが、**2030年度末までに75%を実現することを目標**としている

解決のポイント

「具体的なイメージが持ちにくい」、「バリアフリー設備がなぜ設けられているかを知らなかった」など、人々に心のバリアフリーが根付いていく上で、解消が必要な心理的な要因があることが想定される

今後の方向性

- ◆ 心のバリアフリーが多くの人に理解され、様々な場面で自然に実践されるよう、周知を強化
 - ① 3ステップ（1 理解する、2 コミュニケーション、3 配慮・行動）をより具体化するよう強調していく
（例）「サポート企業連携事業」では、従業員研修の成果として、組織への浸透やサービスへの還元の状況を確認
 - ② 真に必要な人がバリアフリー設備を使えるよう、適正利用に向けてわかりやすい場面を用いて普及啓発

<バリアフリー設備の適正利用に向けたわかりやすい場面のイメージ>

- ① 車椅子を使用する人は、幅3.5m以上の障害者等用駐車区画では、ドアを全開にして車椅子を降ろしたり、車の乗り降りができる。
もしそこに一般の車両が停められていた場合、その他の一般の区画では利用できないため、空くの待つよりほかない。
- ② 視覚障害のある人に対して、進むべき方向や曲がり角・危険な位置を知らせるために、歩道や駅等には、線状ブロックや点状ブロックが設けられている。
もしブロックの上に放置自転車等があると、転倒やけがのリスクがある。

- ◆ サポート企業（3年間で約400社）の好事例を、登録を検討する企業向けセミナーを開催
今後、企業間の意見交換等を活性化させ、業界全体への横展開や異業種の相乗効果を広げる

- ◆ 「教育啓発特定事業」等の好事例を他地域への波及へつなげる

「教育啓発特定事業」の例 ※「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国交省)」より

- ・ 学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業：バリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催 等
- ・ 住民その他の関係者の理解の増進等に必要の啓発活動の実施に関する事業：障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催 等

3 誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実

現状と課題

- UDナビ、トイレ情報のオープンデータ化、バリアフリーマップ等に係る区市町村支援等の情報バリアフリーの施策を進めている
- 施設管理者等は、**バリアフリー情報の自主的な発信や区市町村への提供等を具体的に進める**ことが求められる
- 障害者差別解消法等に基づき合理的配慮の提供が義務化され、事業者の接遇向上や利用者との建設的対話が重要

解決のポイント

施設管理者によって発信する情報に濃淡があったり、連続的に情報が得られないなど、利用者の視点に立った情報発信ができていないと推測される

今後の方向性

- ◆ 誰もが必要な情報をスムーズに入手できる環境を具現化できるよう、各施策を強化
 - ① 施設種別ごとに「必要とされる情報提供項目」を整理し、施設管理者等の自主的な情報発信やオープンデータ化を促す

<施設種別ごとの「必要とされる情報提供項目」のイメージ>

- (1) 公共施設・鉄道駅等の車椅子利用者対応トイレ
 - ①トイレの位置 ②個室のレイアウト・設備に係るピクトグラム ③画像（出入口、各設備等 2～3枚程度）
- (2) 公園
 - ①BFルートの幅や縦勾配等（図示） ②トイレやエレベーターの位置と利用可能時間 ③画像
- (3) 道路
 - ①歩道の幅や段差の状況 ②誘導用ブロック・エスコートゾーン・音響式信号機の有無 ③画像
- (4) 宿泊施設の客室（車椅子利用者用客室、建築物バリアフリー条例の基準に適合した一般客室）
 - ①ホテル出入口から客室までのアクセス経路 ②トイレ・浴室のレイアウト ③画像（トイレ、浴室、ベッドルーム等）
- (5) 駅前広場
 - ①鉄道駅改札口からのアクセス経路（エレベーターの位置を含む） ②バスやタクシーの乗降場所のレイアウト ③近隣のトイレ情報

- ② 面的なバリアフリー化の最新の状況が得られる、わかりやすいバリアフリーマップの更新維持に係る仕組みづくりを図る

- ◆ ハード整備が行えない場合に必要な人的サポートや配慮の工夫を具現化できるよう、各施策を強化

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

現状と課題

- 都立の競技会場等で、東京版ガイドラインの推奨レベルを満たすことを目指して、施設・環境整備を進めてきたが、**特定の用途・規模の新設等の際には、今後もこの水準を継承**していくことが求められる
- 既存の建築物等のバリアフリー化、特に、既存の小規模店舗等の整備基準への適合義務がかからない建築物等においてバリアフリー化を進めることが重要

解決のポイント

- ・バリアフリー基本構想で生活関連施設等に位置付け、特定事業を行う場合の財政支援の周知をわかりやすくすることが必要

今後の方向性

- ◆ 東京版ガイドラインの基準のうち、継承が必要な整備項目等を抽出し、必要に応じて見直しを検討

【現行の観覧席・客席の整備基準】

条例等	整備項目	整備基準
東京都福祉のまちづくり条例 ● 遵守基準 ○ 努力基準 ◎ 望ましい整備	車椅子使用者用 観覧席・客席	<ul style="list-style-type: none"> ● 1以上設ける、サイトラインの確保 ○ ・200席以下の場合：全席数×1/50以上 ・200席を超える場合：全席数×1/100+2、サイトラインの確保 ◎ 可動式とする、同伴者席を隣接して設ける、水平方向及び垂直方向に分散させて設ける
	集団補聴設備等	<ul style="list-style-type: none"> ● ○聴覚障害者のための磁気ループ・赤外線送受信装置等、字幕や文字情報を表示する装置を設ける ● ○視覚障害者のための音声装置を設ける ◎ 手話通訳スポット設備、要約筆記用プロジェクター・スクリーン・作業スペース等を設ける
バリアフリー法 ○ 誘導基準（R4.10施行）	車椅子使用者用 観覧席・客席	<ul style="list-style-type: none"> ・客席総数の2%以上（総客席数～200） ・客席総数の1%+2以上（総客席数201～2,000） ・客席総数の0.75%+7以上（総客席数2,000～）
東京版ガイドライン （正式名称：東京2020 アクセシビリティ・ガイドライン ※IPC「アクセシビリティガイド」と同水準）	車いすで アクセシブルな 座席	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック大会会場：客席総数の0.75%（標準） ・パラリンピック大会会場：客席総数の1.0～1.2%（標準） ・オリ・パラ大会を除き、どのようなスポーツイベントでも最低要件は、総座席数の0.5% ・同伴者席を同じ割合（0.5～1.2%）で設ける ・様々なエリアに組み入れて複数の選択が可能なよう配慮、水平方向及び垂直方向に分散させて設けることが望ましい

- ◆ バリアフリー基本構想と連動して特定事業を行う場合の既存の財政支援策についてわかりやすく周知
⇒ 区市町村各部署の緊密な連携や民間事業者との一体的な取組が促進するよう、効果的に働きかけ

5 その他、バリアフリーの推進に関する検討事項

現状と課題

- 国は、改正バリアフリー法の趣旨と内容を踏まえ、建築設計標準、公共交通、道路、公園のガイドラインを改定済
- バリアフリー法に基づく各ガイドラインと福祉のまちづくり施設整備マニュアルの整合を図るための整理が必要

施設整備マニュアル改訂の検討について

マニュアル	改訂を検討する主な整備項目と内容		国ガイドライン等
建築物編	①観覧席・客席	➢車椅子利用者用観覧席・客席に関する整理	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正（令和3年3月）
	⑩宿泊施設の客室	➢建築設計標準・建築物バリアフリー条例との整理	
	⑳店舗内の通路や座席	➢建築設計標準・店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドラインとの整理	
道路編	⑫視覚障害者誘導用ブロック	➢踏切道の注意喚起等に関する整理	道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月・令和4年6月）
公園編	⑦野外劇場・野外音楽堂	➢車椅子利用者用観覧席・客席に関する整理	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月）
公共交通施設編	I 公共交通施設 ⑨休憩施設（ベンチ等）	➢優先席を設ける場合の案内表示などに関する整理	「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」改訂（令和4年3月等）
	II 鉄軌道 ②乗降場（プラットフォーム）	➢車椅子利用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合の案内表示などに関する整理	
全般	○便所	➢男女共用トイレの位置づけ ➢介助用ベッドの基準見直しの検討	多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（令和4年3月）